

(仮称)調布市映画のまち調布推進地区内における建築物の制限の緩和等に関する条例(案) に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年11月20日(木)～令和7年12月22日(月)
- (2) 周知方法 令和7年11月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階まちづくり推進課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地以外), みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, 専用フォームで市役所まちづくり推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数:3件(3人)

＜提出意見の内訳＞

- | | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| 全般に対する意見 | | 1件 |
| 第3条「適用区域」に対する意見 | | 1件 |
| 第5条「建築物の敷地, 構造又は建築設備に関する制限」に対する意見 | | 1件 |

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	1	<p>「映画のまち調布」を掲げるのであれば、映画の「つくり手」を支える環境整備だけでなく、映画を「観る」文化の多様性にも目を向けていたいと考えます。</p> <p>本条例（案）では、映画スタジオや映画館等の立地・建築に関する規定が中心となっており、映画・映像関連産業の集積を生かすという趣旨は理解できます。一方で、「映画のまち」として市民や来訪者にどのような映画体験を提供するかという視点は、やや見えにくく感じました。</p> <p>現在、映画館の多くは商業映画を中心とした上映が主流です。しかし、映画文化はそれだけで成り立っているわけではありません。単館系映画やインディペンデント映画、過去の名作、実験的な作品などに触れられる場があってこそ、映画を「文化」として継承・発展させる土壤が育つと考えます。</p> <p>調布は映画制作の歴史と人材を有するまちです。その強みを生かすのであれば、商業映画に限らず、多様な映画を上映できる環境づくりを政策として位置づけることが、「映画のまち調布」の理念をより実質的なものにするのではないでしょうか。</p> <p>建築規制の緩和とあわせて、単館映画の上映や小規模上映、企画上映などを後押しする視点も、今後の施策の中で検討していただくことを要望します。</p> <p>それにより、調布が「映画をつくるまち」であると同時に、「映画を深く味わえるまち」として、多くの人に開かれた存在になることを期待します。</p>	<p>市は、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマに映画・映像関連事業所や地域の連携・協力による「映画のまち調布」の取組を積極的に推進していくために、これらの取組を支える都市空間・土地利用の形成に向け、土地利用の方針を策定し、条例（案）の検討を進めています。</p> <p>本条例は、令和6年6月に指定したモデル地区に対して、用途規制の緩和を行うことから、周辺環境の保護等を図るために建築物等に対する必要な制限を定めたものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

第3条 適用地区

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第3条 適用区域	2	多摩川と深大寺	<p>市は、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマに映画・映像関連事業所や地域の連携・協力による「映画のまち調布」の取組を積極的に推進していくために、これらの取組を支える都市空間・土地利用の形成に向け、土地利用の方針を策定し、条例（案）の検討を進めています。</p> <p>この方針に基づき、調布市内の映画・映像関連事業者へのアンケート調査等から、優先度の高い地区を令和6年6月にモデル地区として選定しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

第5条 建築物の敷地構造物又は建築設備に関する制限

案	No	御意見等の概要	市の考え方
第5条 建築物の敷地 構造物又は建築設備 に関する制限	3	<p>第5条9号について、7m以上とした理由は何か。</p> <p>調布市受動喫煙防止条例の趣旨にかんがみ、受動喫煙防止のためとしたら、その条項を入れたことはとても素晴らしいが、受動喫煙は屋外では25mも広がることが研究で分かっている(*)ため、25m以上とするべきではないか。</p> <p>*Yamato, H.・Mori, N.・Horie, R. et al. Designated Smoking Areas in Streets Where Outdoor Smoking is Banned Kobe Journal of Medical Sciences, 59 (3), E93-E 105 (2013)</p> <p>もし、25mが現実的でない、とするならば、以下のようにしてはどうか。</p> <p>「敷地は原則喫煙禁止とし、やむをえず専ら喫煙の用に供せるための設備を屋外に設ける場合は、敷地境界線から当該設備までの距離は、7メートル以上とすること」</p>	<p>条例の適用される土地は民有地であることから、喫煙について制限することは難しいと考えていますが、まちづくり懇談会等での御意見を踏まえ、周辺環境への配慮として、一定の制限を設けています。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。